

【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）

【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）は、移住支援金※の交付を地方公共団体から受ける方が移住先で住宅を建設または購入する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

（注：移住支援金は、愛媛県移住者住宅改修支援事業とは異なる制度です。）

2021年3月31日までの申込受付分に適用

| 金利引下げメニュー | 金利引下げ期間 | 金利引下げ幅 |
|------------------------|---------|--------|
| 【フラット35】地域活性化型（地方移住支援） | 当初10年間 | 年▲0.3% |

【フラット35】Sを組み合わせて、さらに金利を引下げ

■【フラット35】Sを併用した場合

| 金利引下げプラン | 金利引下げ期間 | 金利引下げ幅 |
|------------------------|------------------------|---------------------|
| 【フラット35】S（金利Aプラン）との併用で | 当初10年間 | 年▲0.55% |
| 【フラット35】S（金利Bプラン）との併用で | 当初5年間 （6年目から10年目まで） | 年▲0.55% （年▲0.3%） |

■【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）の利用条件

【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）をご利用いただくためには、地方公共団体から移住支援金※の交付決定通知書の交付を受ける必要があります。また、移住支援金の交付決定日から5年以内に、取扱金融機関へ借入れの申込みをしていただく必要があります。

■対象地域：宇和島市、西条市、大洲市、西予市

※「移住支援金の交付決定通知書」の交付を受けるための条件については、各地方公共団体へご確認ください。

※移住支援金の要件など、詳しくは内閣官房・内閣府総合サイト (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/ijyu_shienkin.html)をご覧ください。

※【フラット35】地域活性化型及び【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。また、【フラット35】地域活性化型は補助金交付が終了した場合も受付を終了します。補助金の詳細は各地方公共団体にお問合せください。

※【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト (www.flat35.com) をご覧くださいか、お客さまコールセンター（0120-0860-35）までお問合せください。このほか、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細はフラット35サイト (www.flat35.com) をご覧ください。」

※【フラット35】地域活性化型及び【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。

※各制度の詳細については、下記に記載の二次元バーコードのリンク先のサイトをご覧ください。

詳しくは、下記照会先までお問合わせください。

【フラット35】地域活性化型に関すること

住宅金融支援機構四国支店 地域連携グループ

住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency
☎087-825-0512

営業時間：9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く。）



移住者住宅改修支援制度全般に関すること

愛媛県企画振興部地域政策課地域づくり支援グループ

愛媛県
☎089-912-2261



移住者住宅改修支援事業及び【フラット35】地域活性化型利用申請に関すること

| | | |
|--------------------|---------------------|-------------------|
| 松山市 ☎089-948-6349 | 伊予市 ☎089-909-6364 | 砥部町 ☎089-962-7250 |
| 今治市 ☎0898-36-1554 | 四国中央市 ☎0896-28-6005 | 内子町 ☎0893-44-6151 |
| 宇和島市 ☎0895-24-1111 | 西予市 ☎0894-62-6403 | 伊方町 ☎0894-38-0211 |
| 八幡浜市 ☎0894-22-3111 | 東温市 ☎089-964-4473 | 松野町 ☎0895-42-1116 |
| 新居浜市 ☎0897-65-1238 | 上島町 ☎0897-77-2500 | 鬼北町 ☎0895-45-1111 |
| 西条市 ☎0897-52-1244 | 久万高原町 ☎0892-21-1111 | 愛南町 ☎0895-72-7317 |
| 大洲市 ☎0893-57-9989 | 松前町 ☎089-985-4228 | |

2020年9月1日現在